

議案第14号

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

令和3年3月30日

豊橋市教育委員会  
教育長 山西 正 泰

豊橋市教育委員会訓令第 号

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年 月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

豊橋市教育委員会事務決裁規程（平成11年豊橋市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（教育委員会の決裁事項）</p> <p>第4条 教育委員会の決裁事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5） 部長、課長、美術博物館長及び<u>科学教育センター長</u>（以下「課長等」という。）並びに豊橋高等学校事務長、主幹、文化財センター所長及び主幹学芸員の任免その他身分関係を決定すること。</p> <p>（6）～（20） （略）</p> <p>（教育長、部長及び課長等の共通専決事項）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 部長及び課長等の専決事項は、豊橋市決裁規程（昭和43年豊橋市訓令第4号）</p>	<p>（教育委員会の決裁事項）</p> <p>第4条 教育委員会の決裁事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5） 部長、<u>教育監</u>、課長、美術博物館長及び<u>科学教育センター事務長</u>（以下「課長等」という。）並びに豊橋高等学校事務長、主幹、文化財センター所長及び主幹学芸員の任免その他身分関係を決定すること。</p> <p>（6）～（20） （略）</p> <p>（教育長、部長及び課長等の共通専決事項）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 部長、<u>教育監</u>及び課長等の専決事項は、豊橋市決裁規程（昭和43年豊橋市訓</p>

第5条の例による。

別表第1（第6条関係）

専決事項	部長	課長
教育部教育政策課に属する事項		
(1) 職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）の扶養親族届、通勤届、単身赴任届及び住居届の認定に関する事		○
(2) 所得税の徴収納付に関する事		○
(3) 時間外勤務及び休日勤務の計画の承認に関する事	○	
(4) 職員の分限（病気休職に限る。）に関する事	所属職員	
(5) 職員の職務に専念する義務の免除に	課長	その他職員

令第4号) 第5条の例による。ただし、この場合において、同条別表第1中「次長」とあるのは、「教育監」と読み替えるものとする。

別表第1（第6条関係）

専決事項	部長	教育監	課長
教育部教育政策課に属する事項			
(1) 職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）の扶養親族届、通勤届、単身赴任届及び住居届の認定に関する事			○
(2) 所得税の徴収納付に関する事			○
(3) 時間外勤務及び休日勤務の計画の承認に関する事		○	
(4) 職員の分限（病気休職に限る。）に関する事	所属職員		
(5) 職員の職務に専念する義務の免	教	課	その他職員

関すること。		員	除に關すること。	監		員
(6) 育児休業及び部分休業の承認に關すること。	<u>課長</u>	その他職員(会計年度任用職員を除く。)	(6) 育児休業及び部分休業の承認に關すること。	<u>教育監</u>	<u>課長</u>	その他職員(会計年度任用職員を除く。)
(7) 自己啓発等休業及び配偶者同行休業の承認等に關すること。	課長	その他職員(会計年度任用職員を除く。)	(7) 自己啓発等休業及び配偶者同行休業の承認等に關すること。	<u>教育監</u> 課長		その他職員(会計年度任用職員を除く。)
(8) 病氣休暇の承認に關すること。	<u>課長</u>	その他職員(非常勤職員を除く。)	(8) 病氣休暇の承認に關すること。	<u>教育監</u>	<u>課長</u>	その他職員(非常勤職員を除く。)
(9) 介護休暇の指定期間の指定及び介護時間の承認に關すること。	<u>課長</u>	その他職員(会計年度任用職員を除く。)	(9) 介護休暇の指定期間の指定及び介護時間の承認に關すること。	<u>教育監</u>	<u>課長</u>	その他職員(会計年度任用職員を除く。)

		用 職 員 を 除 く。)			用 職 員 を 除 く。)
(10) 年次有給休暇の 繰越し確認に関する こと。		○	(10) 年次有給休暇 の繰越し確認に関 すること。		○
(11) 職員の公務災害 補償の認定手続に関 すること。		○	(11) 職員の公務災 害補償の認定手続 に関すること。		○
(12) 工事の施工申請 及びしゅん工報告の 受理に関すること。		○	(12) 工事の施工申 請及びしゅん工報 告の受理に関する こと。		○
別表第 2 (第 7 条関係)			別表第 2 (第 7 条関係)		
(略)			(略)		
備考 事務長が置かれている学校(小・ 中学校を除く。)にあつては、第 2 号 から第 4 号まで及び第 10 号に掲げる 事項について、事務長がこれを専決す ることができる。			備考 事務長が置かれている学校(小・ 中学校を除く。)にあつては、第 2 号 から第 4 号までに掲げる事項につい て、事務長がこれを専決することがで きる。		

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。